

10月14日は **精華町長選挙** **投票日**  
**精華町議会議員補欠選挙**

(10月9日告示・10月14日投票)

**投票時間 午前7時から午後8時まで**

## 投票できる人は

### ◎選挙人名簿に登録されていること

日本国民で年齢満20歳以上の方は、原則として国会議員の選挙権がありますが、選挙人名簿登録基準日（10月8日）現在で引き続き3か月以上精華町内に住所を有していないと精華町の選挙人名簿に登録されず、精華町の議会の議員及び長の選挙において投票することができません。

今回の選挙において精華町の選挙人名簿に登録される人は、次の要件を満たしている人です。

○年齢 昭和62年10月15日以前に生まれた人

○住所 平成19年7月8日以前に精華町の住民基本台帳に登録されている人

※ なお、精華町外に転出された人については、投票することができません。

◎欠格事由（特定の刑に服しているなど）に該当しないこと。



## 期日前投票・不在者投票は投票日前日まで

**期間** 10月10日(水)から10月13日(土)まで

**時間** 午前8時30分から午後8時まで

- 期日前投票は、仕事、用事、旅行、病気などのため投票日に投票所へ行くことができない人で、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。
- 不在者投票は、仕事、用事、旅行、病気などのため投票日に投票所へ行くことができない人で、次の投票が対象となります。
  - ① 仕事先、旅行先などの選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会で行う投票
  - ② 指定病院などの施設で行う投票
  - ③ 投票日までに満20歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ20歳に到達しない場合 等

### ◎ 手続は

- 精華町役場で期日前投票・不在者投票をする場合  
投票日の前日（10月13日）午後8時までに期日前投票所・選挙管理委員会事務局（役場内）に来ていただき（投票所入場整理券が届いていたら持参してください。）、当日（10月14日）に投票所へ行けない理由を宣誓書に記載してください。
- 精華町役場以外の市区町村で不在者投票をする場合  
投票日に投票所へ行けない理由を書いた宣誓書を添え、精華町選挙管理委員会に直接又は郵便で投票用紙などの請求をしてください。受領後、選挙管理委員会は投票用紙などの書類一式を送付します。  
送付された投票用紙などの書類一式を持って、滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票をしてください。  
不在者投票は、滞在地の選挙管理委員会から精華町選挙管理委員会へ送付されますが、それが精華町の投票所閉鎖時刻までに投票所に届かなければなりませんので、早めに手続をしてください。
- 指定病院などで不在者投票をする場合  
都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入っている人は、その施設で不在者投票ができますので、不在者投票管理者（病院長や施設長）に申し出てください。

## 郵便等による不在者投票とは

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、その級や要介護状態区分が法律の定めに該当する人は、現在いる場所で郵便等による不在者投票ができます。

この制度は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、この証明書を添付して投票用紙を請求しなければなりませんので、手帳や被保険者証に記載されている級などが該当するのか、また、手続について詳しいことは選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

### ◎ お願い

- 投票所入場整理券は、告示の日以後、有権者のみなさんに郵送しますが、もしも届かなかつたり、ご不明なことがある場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。☎ (0774-94-2004)

また、紛失などされた場合は、投票日当日、投票所の受付でそのことを申し出ていただければ、係員が選挙人名簿と照合の上、投票所入場整理券を作成します。

- 投票に行かれる際には、投票所入場整理券（ハガキ）に投票所名や投票所位置図（ハガキの裏面に表示）が記載されていますので、十分に確かめてお間違いのないようにお願いします。また、車でのご来場は、付近のみなさんのご迷惑となることがありますのでご協力をお願いします。

（記載されている投票所以外の投票所では投票できません。）

# 各投票所位置図

(第1区から第14区までの投票所)

